

## 西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金について

西宮市では、市内の自主防災会等を支えるリーダーの育成を目的とした「西宮市自主防災会等リーダー育成事業補助金」の制度がございます。

### 《対象者》

次の1～4の項目すべてに該当する方が対象となります。

- 1 市内に所在する以下のいずれかの団体、組織の長から推薦を受けること。
  - ・自主防災会、自治会
  - ・学校教育法第1条に規定される学校
  - ・その他市長が認める団体、組織
- 2 兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」または特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」を受講後に、防災士の資格取得試験を受験すること。
- 3 推薦を受けた自主防災会等や居住地域での防災活動の活性化に努めるとともに、本市から防災関連事業への協力依頼があった場合には、可能な範囲で引き受けること。
- 4 防災士資格試験に合格した場合には、市長が氏名等を公に開示することに同意すること。

### 《対象経費及び補助金額》

次のいずれかが対象経費となります。

- 「ひょうご防災リーダー講座」を受講した場合

下記1から4までの合計額が対象経費となります。

- 1 教材・教科書等
- 2 資格取得試験の受験料
- 3 特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料
- 4 交通費(上限：5,000円)

(対象者が当該講座の受講修了までにその居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所へ移動するのにかかる料金のうち最小の金額)

- 「防災士研修講座」を受講した場合

下記1から4までの合計額が対象経費となります。

- 1 研修受講料(消費税相当額を除く)のうち7,200円
- 2 資格取得試験の受験料
- 3 特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料
- 4 交通費(上限：1,800円)

(対象者が当該講座の受講修了までにその居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所へ移動するのにかかる料金のうち最小の金額)

### 《申請期間》

「ひょうご防災リーダー講座」「防災士研修講座」のいずれを受講する場合も、開講日の4週間前の日から閉講日までが申請期間です。

※閉講日の後に申請することはできませんので、ご注意ください。

### 《申請方法》

以下のとおり、必要書類を地域防災支援課にご提出ください。

1. 申請期間内に「申請書兼推薦書」「交通経路届」をご提出ください。
2. 受講後3週間以内または年度末のいずれか早い日までに以下の書類を添えて「実績報告書」をご提出ください。
  - 「ひょうご防災リーダー講座」を受講した場合
    - (1) ひょうご防災リーダー講座修了証明書の写し
    - (2) 対象経費(交通費を除く)を支払ったことを確認できる書類の写し
  - 「防災士研修講座」を受講した場合
    - (1) 防災士の資格取得試験の可否通知の写し
    - (2) 対象経費(交通費を除く)を支払ったことを確認できる書類の写し
3. 市から確定通知書を受領後、「交付請求書」をご提出ください。

その他、提出された内容に変更等がある場合は、防災危機管理課までお問合せください。

お問合せ先

西宮市役所 防災危機管理課 (〒662-0918 西宮市六湛寺町8-28 第二庁舎4階)

啓発企画チーム (0798) 35-3092